

先端臨床研究センター非臨床試験関連機器等の研究利用にかかる実施要綱

(平成30年12月1日理事長制定)

一部改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、先端臨床研究センター（以下「センター」という。）における非臨床試験関連機器等の研究利用の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「非臨床試験関連機器等」（以下、「機器等」という。）とは、センター（災害医学・医療産業棟地下）内に設置されている次に掲げる機器等をいう。

- (1) 実験動物飼育関連機器等一式
- (2) RI 汚染実験動物用乾燥処理装置
- (3) 細胞培養関連機器一式
- (4) イメージング関連機器
 - ①オートガンマカウンター
 - ②セルソーター
 - ③高感度化学発光撮影システム
 - ④全自動血球計数器
- (5) 小動物用 PET/SPECT/CT 一式

(利用者の範囲等)

第3条 機器等を利用できる者は、学内に所属する者とする。また、利用にあたり、機器等の操作は、原則としてセンター職員が行うものとする。但し、別途契約等により機器等の利用を認められた者はその限りではない。

2 「小動物用 PET/SPECT/CT」においては、次のいずれかに該当する者も利用できることとする。

- (1) 学外（企業以外）：利用者のうち1名以上が他大学または公的試験研究機関に所属する場合であって、企業からの受託研究費、共同研究費を財源としない場合、または利用者全員が本学に所属する場合であっても他大学または公的試験研究機関からの受託研究費、共同研究費を財源とするもの。
- (2) 学外（企業）：利用者のうち1名以上が学内及び学外（企業以外）以外の組織・団体の試験研究機関に所属する場合、または学内及び学外（企業以外）であっても企業からの受託研究費、共同研究費を財源とす

るもの。

(機器研究利用申込書)

第4条 機器等の利用を希望する者は、非臨床試験関連機器等研究利用申込書(様式第1号)(以下「利用申込書」という。)を理事長へ提出しなければならない。

2 機器等の利用を希望する者は、研究を実施するにあたって他に必要な手続き等がある場合には、利用者の責任により適切に行うものとする。

(利用の許可)

第5条 理事長は、前条の利用申込書に基づき、センターにおける研究業務と調整の上、利用の可否について非臨床試験関連機器等利用決定通知書(様式第2号)により通知する。

(報告等)

第6条 機器等の利用責任者は、利用期間終了時及び利用期間が1年以上の長期にわたるときは少なくとも年度内に1回以上、当該研究の進捗状況等を、非臨床試験関連機器等利用状況報告書(様式第3号)により理事長へ報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 機器等の利用者は、別表により使用料を負担しなければならない。但し、別途契約等により定められているものはその限りではない。

2 利用にあたり使用料に含まれない薬剤等が必要となる場合は、利用者の負担とする。

3 理事長が特に認める場合においては、第1項若しくは第2項又は第1項及び第2項のいずれかの場合、その費用を免除することができる。

4 使用料及び薬剤等費は、実績に基づき原則四半期毎に請求するものとする。なお、請求時期については必要に応じて別途協議ができるものとする。

(秘密保持)

第8条 機器等を利用した際のデータの管理や秘密保持等については、必要に応じて別途協議する。

(遵守事項)

第9条 機器等の利用者は、この要綱の他、センターの指示に従うものとする。

(賠償の責任)

第10条 利用者が故意又は過失により施設、設備及び備品をき損、滅失、損傷又は汚

損したときは、利用者は、速やかに理事長にその旨を届け出るとともに、理事長の指示に従って、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用許可の取消し)

第11条 理事長は、第5条により利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 利用申込書と異なる目的で利用した場合
- (2) 第6条に規定する報告書が提出されない、若しくは報告書等から進捗が認められない場合
- (3) 第7条に規定する使用料又は薬剤等費を納入しない場合
- (4) 第9条に規定する遵守事項に反した場合
- (5) 実施する研究に関する各種法令及び学内規程に反した場合

(事務)

第12条 機器等の利用に関する事務は、事務局復興推進課において行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、機器等の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 第 7 条関係

非臨床試験関連機器等使用料

	項目	使用料	備考
1	実験動物飼育関連機器等一式	84 円/1 日/ケージ	
2	RI 汚染実験動物用乾燥処理装置	2,271 円/回	1 回の処理可能数 (マウス 20 匹、ラット 10 匹) に満たない場合は、実際の処理数を処理可能数で除した割合を料金に乗じた金額とする。
3	細胞培養関連機器一式	924 円/1 日/段	
4	① オートガンマカウンター	618 円/1 時間	
	② セルソーター	762 円/1 時間	
	③ 高感度化学発光撮影システム	523 円/1 時間	
	④ 全自動血球計数器	514 円/1 時間	
5	小動物用 PET /SPECT/CT 一式	2,500 円/1 時間	学内
		15,000 円/1 時間	学外 (企業以外)
		23,000 円/1 時間	学外 (企業)